

## 学校職員の給与等に関する条例等の改正の概要

学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例等が令和4年神奈川県議会第3回定例会（11月）で可決されましたので、改正等の概要をお知らせします。

### ポイント

- 令和4年10月13日の人事委員会勧告等を勘案した改定
  - ・ 給料月額、初任給・若年層が多く在職する級号給の給料表の引上げ（R4年度～）
  - ・ 勤勉手当は、0.1月分引上げ（R4年12月～）
  - ・ 地域手当は、R4年度12.05%、R5年度～12.09%に引上げ（現行12%）
- その他給与制度の見直し
  - ・ 失業者の退職手当の支給要件の緩和（R5年1月～）
  - ・ 教員・警察官の給料表異動等に伴う最高号給を超えた現給保障の廃止（R6年度～）

### 令和4年度改定

改定に係る差額については、12月27日に支給します。

#### 1 給料月額

（令和4年4月1日適用）

給料表を別紙のとおり改定します。

#### 2 期末・勤勉手当

（令和4年12月1日適用）

##### (1) 勤勉手当の支給月数

令和4年12月期の支給月数を次のとおり改定します。

| 職員の区分      |        | 改定後   | 現行    |
|------------|--------|-------|-------|
| 再任用職員以外の職員 | 一般の職員  | 1.05月 | 0.95月 |
|            | 特定幹部職員 | 1.25月 | 1.15月 |
| 再任用職員      | 一般の職員  | 0.50月 | 0.45月 |
|            | 特定幹部職員 | 0.60月 | 0.55月 |

#### 3 地域手当

（令和4年4月1日適用）

地域手当の支給割合を次のとおり改定します。

| 改定後    | 現行  |
|--------|-----|
| 12.05% | 12% |

## 令和5年度改定

### 1 期末・勤勉手当

(令和5年4月1日施行)

#### (1) 勤勉手当の支給月数

令和5年度以降の6月期・12月期の支給月数を次のとおり改定します。

| 職員の区分                  |        | 改定後    | R4年度改定 |
|------------------------|--------|--------|--------|
| 定年前再任用短時間勤務<br>職員以外の職員 | 一般の職員  | 1.00月  | 1.05月  |
|                        | 特定幹部職員 | 1.20月  | 1.25月  |
| 定年前再任用短時間勤務<br>職員      | 一般の職員  | 0.475月 | 0.50月  |
|                        | 特定幹部職員 | 0.575月 | 0.60月  |

<参考> 勤勉手当の年間支給月額

| 職員の区分                  |        | R5年度    | R4年度    |
|------------------------|--------|---------|---------|
| 定年前再任用短時間勤務<br>職員以外の職員 | 一般の職員  | 計 2.00月 | 計 2.00月 |
|                        | 特定幹部職員 | 計 2.40月 | 計 2.40月 |
| 定年前再任用短時間勤務<br>職員      | 一般の職員  | 計 0.95月 | 計 0.95月 |
|                        | 特定幹部職員 | 計 1.15月 | 計 1.15月 |

### 2 地域手当

(令和5年4月1日施行)

令和5年度以降の支給割合を次のとおり改定します。

| 改定後    | R4年度改定 |
|--------|--------|
| 12.09% | 12.05% |

## その他給与制度の見直し

### 1 失業者の退職手当の支給要件の緩和

(令和5年1月1日施行)

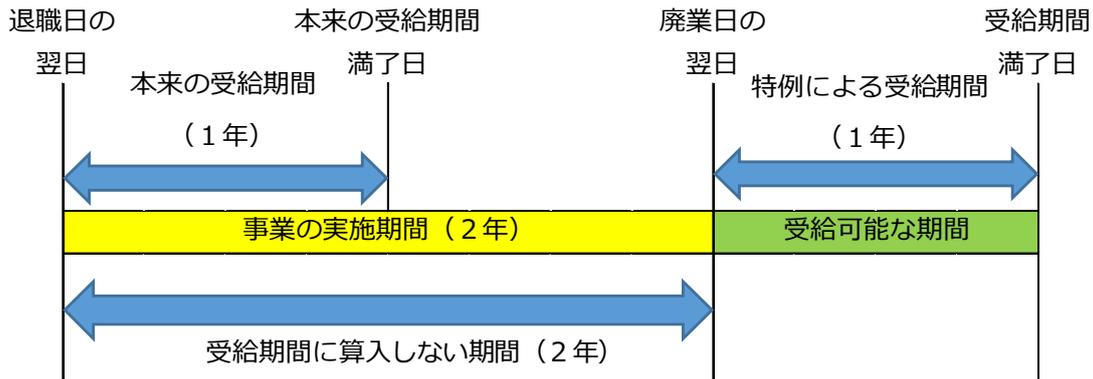
#### (1) 失業者の退職手当

「職員の退職手当に関する条例」に基づき、退職金（職員が退職した場合に受けた一般の退職手当等）の額が、その職員の雇用保険法の被保険者であったならば受けられる失業等給付の額よりも少ない場合に、その差額分を支給する制度です。

#### (2) 改正内容

雇用保険法の一部改正に伴い、職員が退職日以後に事業を開始した場合に、当該事業の実施期間を失業者の退職手当の受給期間に算入しない（最大3年間）こととします。

<改正内容のイメージ>



(3) 受給要件

次の要件いずれも満たす必要があります。

- ア 事業の実施期間が30日以上であること。
- イ 「事業を開始した日」「事業に専念し始めた日」のいずれかから起算して30日を経過する日が受給期間の末日以前であること。
- ウ 当該事業について、就業手当または再就職手当の支給を受けていないこと。
- エ 当該事業により自立することができないと認められる事業ではないこと。
- オ 離職日の翌日以後に開始した事業であること。

(4) 経過措置

令和5年1月1日以後に事業を開始した場合に適用します。

**2 教員・警察官の給料表異動等に伴う最高号給超え現給保障の廃止**

(令和6年4月1日施行)

(1) 給料表異動をした場合の調整措置（現給保障）について（現行制度）

給料表の適用を異にする異動（以下「給料表異動」という。）があった場合、原則として、当初から異動後の給料表の適用があったものとみなして再計算し、号給を決定していますが、現行制度では、次のとおり調整措置（現給保障）があります。

ア 調整措置（現給保障）の対象となる給料表異動

- ・ 教育職給料表 ⇔ 教育職給料表以外
- ・ 公安職給料表 ⇔ 公安職給料表以外

イ 調整措置（現給保障）の内容

再計算により決定された号給（以下「新号給」という。）が、給料表異動前の号給（以下「旧号給」という。）に達しないこととなるときは、次のとおり調整措置（現給保障）があります。

- ① 旧号給の範囲内（直近下位）で新号給を超えて決定できます。
- ② 旧号給の給料月額が異動後の級の最高号給の給料月額を超えるときは、最高号給と旧号給の給料月額との差額を給料として支給することができます。

(2) 改正内容

(1)イ②（最高号給を超える場合の現給保障）については、廃止します。

(3) 経過措置

令和6年3月31日に(1)イ②（最高号給を超える場合の現給保障）を受けている職員が、令和6年4月1日に当該保障の廃止の対象となる場合には、給料表異動、昇格、昇給、退職等により、当該保障が解消されるまで、保障を継続する措置を講じます。

なお、現行の給料表異動に伴う現給保障による跳ね返りも同様に措置します（地域手当、特殊勤務手当、期末・勤勉手当などに跳ね返りあり）。